

滋賀県中小企業振興資金融資制度

# セーフティネット資金

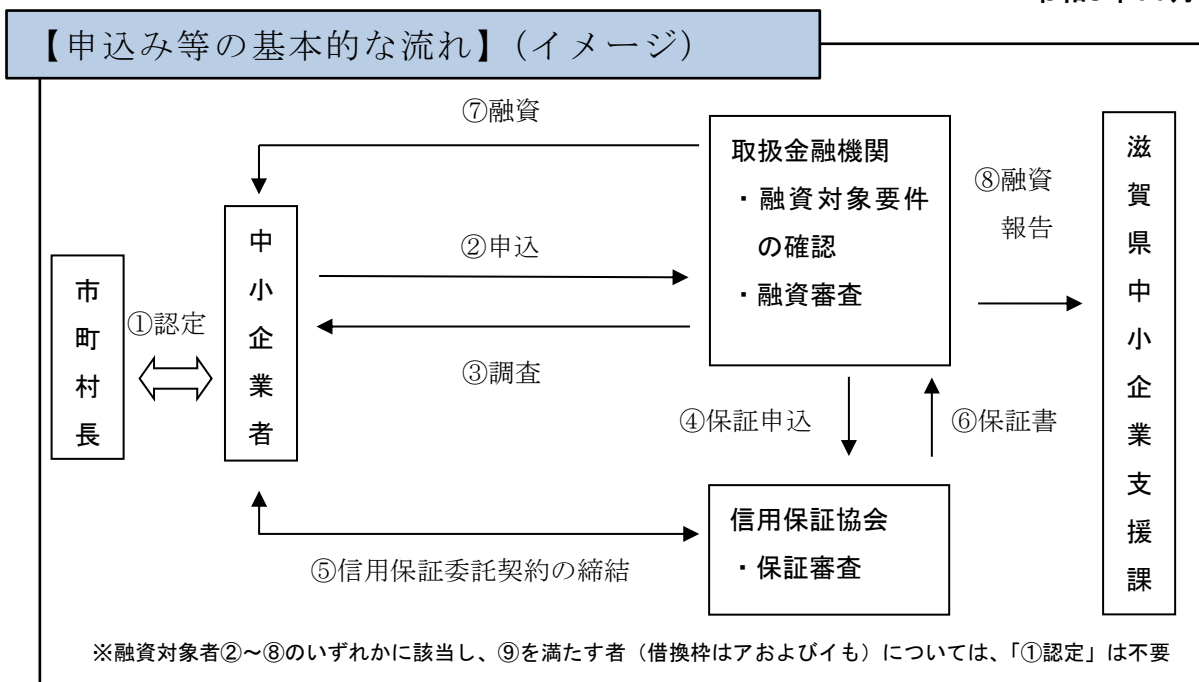
## （ポストコロナ新規枠・借換枠）

（滋賀県全域対象・伴走支援型特別保証）

	ポストコロナ新規枠 (運転・設備)	ポストコロナ借換枠
融資対象者 (※1)	<p>次の①から⑧のいずれかの要件を満たし、かつ⑨の要件を満たす中小企業者、協同組合等</p> <p>①中小企業信用保険法第2条第5項第5号に該当する者として市町村長の認定を受けた者</p> <p>②最近1か月間の売上高が前年同月の売上高と比較して5%以上減少している者</p> <p>③最近1か月間の売上高総利益率が前年同月の売上高総利益率と比較して5%以上減少している者</p> <p>④最近1か月間の売上高総利益率が直近決算の売上高総利益率と比較して5%以上減少している者</p> <p>⑤直近決算の売上高総利益率が直近決算前期の売上高総利益率と比較して5%以上減少している者</p> <p>⑥最近1か月間の売上高営業利益率が前年同月の売上高営業利益率と比較して5%以上減少している者</p> <p>⑦最近1か月間の売上高営業利益率が直近決算の売上高営業利益率と比較して5%以上減少している者</p> <p>⑧直近決算の売上高営業利益率が直近決算前期の売上高営業利益率と比較して5%以上減少している者</p> <p>⑨今後取り組む事項（経営行動計画書）を作成し、金融機関による継続的な伴走支援を受けられる者</p>	<p>左記のポストコロナ新規枠にかかる要件※に加え、次のすべてに該当する中小企業者、協同組合等</p> <p>※借換枠の場合、①は中小企業信用保険法第2条第5項第4号もしくは第5号に該当する者として市町村長の認定を受けた者を対象とする</p> <p>ア保証協会保証付融資を受けている者で、借換を行うことで、経営の改善が見込まれる者</p> <p>イ借換対象資金が、元本返済が開始された後6か月以上経過し、かつ遅滞なく返済されていること（ただし、新型コロナウイルス感染症対応資金（および当該資金を含む保証付き融資）から借り換える者に関しては、この限りでない。）</p>
融資限度額 (※2)	ポストコロナ新規枠・借換枠合わせて <b>1億円</b> (※3)	
融資利率 (※4)	年1.0%	年1.5%以内（固定）
信用保証 (保証必須)	<p>〈申込人の保証料負担〉</p> <p>融資対象者① 保証料率 年0.2%</p> <p>融資対象者②～⑧ 保証料率 年0.2%～1.15%</p>	

融資期間	10年以内（据置5年以内）
担保・保証人	必要となる場合あり（ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要。 また、経営者保証免除対応を適用する場合は法人代表者の連帯保証を徴求しない。）
借入申込先	取扱金融機関
取扱金融機関	滋賀銀行、関西みらい銀行、大垣共立銀行、京都銀行、福井銀行、滋賀中央信用金庫、長浜信用金庫、湖東信用金庫、京都信用金庫、京都中央信用金庫、滋賀県信用組合、滋賀県民信用組合、商工組合中央金庫、京滋信用組合、近畿産業信用組合、滋賀県信用農業協同組合連合会

令和5年11月1日現在



- ※1 農林水産業、金融・保険業、公務（公的機関）、学校法人、政治・経済、文化団体、宗教等、滋賀県信用保証協会の保証の対象外業種を除きます。
- ※2 融資限度額は、セーフティネット保証第4号、5号および一般保証分等を含め、伴走支援型特別保証を利用した融資（セーフティネット資金（ポストコロナ新規枠・借換枠）、セーフティネット資金（コロナ新規枠・借換枠）等）を併せて**1億円**とします（**融資残高含む**）。
- ※3 設備資金の場合、融資対象となる設備について借入申込時に所要資金の30%以上の支払いがなされていないこと。
- ※4 融資利率は、今後金融情勢等により変更することがあります。

（特記事項）

- ・セーフティネット保証は、一般保証とは別枠で利用できます。
- ・上記資金の融資対象に該当しない場合でも、他の資金が活用できる場合があります。また、融資対象者であっても、金融機関や信用保証協会の審査により、ご希望に添えない場合があります。

事前相談と借入申込先  
 上記の取扱金融機関  
 制度全般の相談  
 滋賀県 商工観光労働部 中小企業支援課 金融支援係